主文

原告の請求をいずれも棄却する。 訴訟費用及び被告ら補助参加人らの参加によつて生じた費用は、原告の負担とする。

## 事 実

## 第一 当事者の申立

原告訴訟代理人は「特許庁が昭和三八年一〇月一〇日同庁昭和三五年審判第八三号事件及び昭和三六年審判第三一二号事件についてした各審決を取り消す。訴訟費用は、被告らの負担とする。」との判決を求め、被告ら訴訟代理人は主文第一項同旨並びに「訴訟費用は、原告の負担とする。」との判決を求めた。 第二 請求の原因

原告訴訟代理人は本訴請求の原因として次のとおり述べた。

(特許庁における手続)

一 原告は、名称を「作業用莫大小手袋」とする登録第五〇〇二九九号実用新案(昭和三一年五月二二日出願、昭和三四年九月一五日登録)につき実用新案権を有するものであるが、昭和三五年二月一七日被告【A】から、昭和三六年六月八月被告大阪商事株式会社から順次右実用新案の登録を無効とする審判の請求がなされ(右請求の順により特許庁昭和三五年審判第八三号事件、昭和三六年審判第三一二号事件)、特許庁は昭和三八年一〇月一〇日いずれも「実用新案登録を無効とする」旨の本訴請求の趣旨掲記の各審決(以下、右事件の掲記の順に従い、第一、第二審決という。)をし、その謄本は同年同月二六日原告に送達された。(考案の要旨)

二 本件考案の要旨は「継目なしで円形に編成した主体1に連続して同一編目数で連続編成した手首部3の全面にわたり、上段編目と下段編目との編環掛合部4に 長状態で掛止し、隣接する縦編目列の適宜数の裏面を潜通させ、再び編環掛合部4 に掛合させたゴム糸5を横編目列の適宜間隙ごとに編み込み、これらゴム糸5と編 環との掛合部を同一縦編目列に揃えて編成してなる作業用莫大小手袋の構造」(別 紙第一図面参照)というのであつて、各審決ともその理由中においてこれを認めて いる。

(審決の理由)

三 各審決の理由の要点は次のとおりである。

(1) 第一審決にのみ固有の理由

審判請求人(本訴被告)【A】は、手袋及び手袋編機に関する発明、考案について、第二〇三九九五号及び第二七四二八八号特許を受けているほか、特許、実用新案登録の出願中でもあるから、手袋に関する本件実用新案登録の無効審判を請求するについて利害関係がある。

(二) 両審決に共通の理由

継目なしに連続編成した(ただし、第一審決は「全体を」とし、第二審決は、「指部、掌胛部及び手首部を」としている。)作業手袋(軍手)は本件登録出願前国内において「周知」(第一審決)ないし「極めて普通に知られるところ」(第二審決)であつた(この点について、第一審決は、顕著な事実であつて、昭和二四年一二月五日株式会社技報堂発行、【B】著「編組工学」第三五四ないし三五六頁((以下、「第一引用例」という。))の記載をその一例であるとし、第二審決は第一引用例によってみとめられるといっている。)。

挿通構造は、前記刊行物「編組工学」第二六一、二六二頁(以下、「第四引用例」 という。)からみても、本件登録出願前普通に知られていたものと認めることがで

以上によると、本件考案は、第三引用例によつて公知であつた靴下に関する考案 を、周知の継目なし作業用手袋における拇指の付け根から履口端縁に至る構造に転 用したものに相当するが、そもそも、軍手(作業手袋)と軍足(無踵靴下)とは、 手足に着けるメリヤス製被服として同一範疇に属するうえ、前者が指部、掌胛部、 手首部及び履口部からなるのに対応して、後者も指部、足胛部、足首を含む脚部及 び履口部からなるから、これに関して同一の作用効果を目的とする考案であれば、 それぞれの当業者が技術上の普通の知識に基づき格別工夫を要しないで、彼此相互 に転用することができるものである。まして、本件考案の手袋と第三引用例の無踵 靴下とは、拇指の付け根から履口端縁に至る共通の部分において類似の構造を有 作用効果も何ら相違するところがないから、なおさら、この靴下に関する第三 引用例の考案を第一引用例のような周知の継目なし作業手袋に転用して本件考案に想到することは当業者が容易になしうるものであり、このことは、第二及び第四引 用例にみられる前記のような公知事実の存在によつて裏付けられる。

従つて、本件考案は、旧実用新案法(大正一〇年法律第九七号)第一条にいう考 案を構成しないものであるから、その登録を同法第一六条第一項第一号により無効 にすべきものとする。

(審決の取消事由)

四 しかし、審決が本件考案をもつて旧実用新案法第一条にいう考案に当らないと 、その登録を無効としたのは事実誤認に基づく誤判であるから、違法であつて 取消されるべきである。

- 1 まず、本件考案は、 (A) 継目なしで円形に編成した主体部1を有すること(番号は別紙第一図面記 載のもの。以下同じ)
- 主体部1に連続して、同一編目数で連続編成した手首部3を有すること
- (C) 手首部3の全面にわたり、上段編目と下段編目の編環掛合部4に伸長状態でゴム糸5を掛合せるとともに、隣接する縦編目列の適宜数の裏面を潜通して再び編環掛合部4に掛合すること、
- ゴム糸5を横編目列の適宜間隙ごとに編込み、これらゴム糸との掛合部を 同一縦編目列に編成すること、
- という要件の結合によつて構成された作業用手袋(軍手)の構造であり、その構造 のうち拇指付根部から手首部に至る間において目減らしをしないことを最も重要不 可欠の要件とするが、右構成によつて、
- 伸長状態で手首部3に編込まれたゴム糸5が縮小して、ゴム糸が掛合する (1) 縦の編目列は内方へ引込まれて凹入し、全体として、ゴムメリヤスと同様の外観を 呈すること、
- (2) ゴム糸5の使用によりゴム編以上の伸縮力を有し、良く手首に密着するこ
- 主体 1 と同一編目数で編成したため、手首部の伸長拡大が良好で着脱が容 (3)
- 易であること、 (4) 同一編目数であるため、主体下方、手首部等の目減らしを必要としないの で、編成を連続的になし得て、好能率に制作し得ること 等の効果があるものである。
- 2 審決は、「全体を」(第一審決)、 、または「指部、掌胛踵部及び手首部を」 (第二審決) 継目なしに連続編成した作業手袋が本件登録出願前周知であつたこと を顕著な事実であるとし(第一審決)、また第一引用例によつて認められるとして いる(第二審決)が、さような周知事実はない。また、第一引用例には、なるほ ど、手袋に「縫目なしのもの」と「裁縫したもの」とがあり、「・・・・そこで現在の軍手は編止めを行うのであるが、従来のものはこれにゴムロ織部を編続ける。」との記載があるので、審決は、右記載のうち、「編続ける」の部分をもつて、主体とゴムロ織部とを一連に連続編みすることの意味に解したものと考えられるが、との記載より前には、「・・・・手首部の大きとした後、編糸を切断して 機械から取去る。」との記載があり、後には、ゴム織部の通常の組織である2×2 のゴムロ織部を編成するのに編針をどのように配列するかにつき、詳細な説明を行 い、「作動針の総数は、手甲及び掌部を編んだときの最後の編針数と同一であらね ばならぬ。」、「所要の長さを編んだときの最後の編み終つたときは、次の口織部

、「各口織毎にその編み始めには二~三コースの袋編を行わねばなら 「この口織部はその両側縁を縫合わせて筒となし、前に編んでおいた手部 ぬ。」、 の編終りに於ける編目と、口織部の最後の編目(勿論捨て糸を除いた)とを接続 し」と記載されていることによれば、第一引用例のものは、主体(指部、掌胛部) とゴムロ織部とを連続編みしたものではなく、ゴムロ織部だけ手部と同数の数を連 続編成したのち、一枚ごとに切断して、それに主体を接続したものであることが明 らかである。そして、縫目という言葉と継目という言葉とは、一般に前者が二つの 生地の一部を重ねてこれを糸で縫合せる場合その縫つた部分をいうのに対し、後者 が二つの生地の一部を重ねないで糸でその端と端をかがり合わせる場合その継いだ 部分をいい、明らかに異なるところ、第一引用例においては、手袋を右の意味の縫 目なしのものと、裁縫したもの(継目のあるもの)とに大別し、継目のある手袋も 縫目なし手袋としている。従つて、第一引用例における「そこで現在の軍手は編止 めを行うのであるが、従来のものはこれにゴムロ織部を編続ける」との記載のうち 「従来の」云々の部分は、従来は一つの手部(指部、掌胛部)を編成したら、これを機械から取去つた後、改めてその機械の針を2×2に配列して、新たにゴムロ織 部を編成し、そのうえで両者をかがり合せて一つの完成手袋を作つていたことを表現しているのである(このことは第三七二図により明らかである。) なお、その前 の「現在の」云々の記載部分は、右のような方法では能率が悪いので、現在は手部 は手部用機械で、ゴムロ織部は別の機械でそれぞれ必要枚数を編成したうえ、両者 をかがり合わせ同様の手袋を作つていることを表現したものであつて、審決のいうように、本件考案による方法が従来から存在していたことを説明しているものでは ない。すなわち、本件考案は第一引用例の記載と何の関係もないのである。 3 審決認定のうち、手首部の横編目一列置きにゴム糸を挿通したものが本件登録 出願前公知であつたことは争わないが、審決がその公知文献として挙げた第二引用 例の手袋は本件考案の手袋と全体の構造、ゴム糸の挿通形式等が全く異なる。すな わち、それは、手先部と手首部とが別箇に、かつ別箇の組織により各別に編成され たものを継合せたものであつて、この意味において、本件考案の重要要件である同 一編目数による連続編成の要件を欠くとともに、手首部が丸編組織の縦編目列ごとに単純にゴムを挿通しただけのものである点において、本件考案のゴムと編環部との掛止構造を具えていないのである。従つて、審決が第二引用例によつて本件考案が公知であることを認めたのは重大な事実誤認である。以下に、これを詳説する。 第二引用例の「実用新案の性質、作用及び効果の要領」欄には「図中1は手先部

次に、第二引用例のようにゴム編組織にゴム糸を挿入する場合には、ゴム糸は、ループの中間に単純に挿通され、図によつて明らかなように、表編ウエールの裏側に隠れ裏編ウエールの表側に表われる構成、換言すれば、編糸の形成する高い畦間に隠れ低い畝間に表われる態様になるが、これに対し、本件考案のような平編組織にゴム糸を挿入する場合には、元来、その組織の垂直方向、または水平方向に往復

するただ一組の編針が編糸を咬え込んで、編糸が一方にのみ引出され編目を形成し、各編目が、同じ状態に配列されるものであつて、あたかも織物における平織に匹敵する極めて実用的な組織であるため、ゴム糸は、上段編目と下段編目との編環掛合部に伸張状態で掛止めされ、したがつて、表側からは見えない態様になるから、両者に著しい構造上の差異がある。

そして、第二引用例の考案は、手先部を「従来通り横編メリヤス機で袋編をするものとす。」との前記のような記載から推して、手首部を手首の太さにするため、拇指付根部から手首部に至る間、五回にわたり、目数八四本から目数六四本に目減らしする作業を行い、ゴム編組織に丸編した手首部にゴム糸を挿入したものを継目により継合せた手袋の構造であるのに対し、本件考案は、手首部を良く伸長拡大して着脱を容易ならしめるとともに拇指付根部から手首部末端に至る間に目減らしすることなく、同一編目数の平編のまま連続編成する手袋の構造であつて、その編成に手数を要せず、好能率に制作し得る効果があるものである。

従つて、本件考案は第二引用例のものと根本的に技術的思想を異にし、その構造に新規性があるものである。

4 審決は第三引用例に記載されたいわゆる軍足の構造が本件考案と全く同じ作用効果を達成すると認定しているが、手袋と靴下とはそれぞれ天賦の形状に適応するように形成されているため、靴下を手に着用してもこれを足に着用したときのような作用効果を奏することはできないから、右認定は誤つている。以下にこれを詳説する。

靴下は、もともと靴を穿いた場合、足の各部に靴ずれによる傷病が起るのを防ぐとともに、歩行運動を完全ならしめる目的を有するため、足裏部の構成に最も技術的配慮が払われるほか、全体が適度に緊張して歩行中各部にしわが発生しないように配慮されているが、これに対し、手袋、殊に作業用手袋は、手の運動機能に障害を与えないためすべての技術的配慮が集中され、手の積極的な動作運動に添つて伸縮自在になるように工夫されているのであつて、作業用手袋においては、五本の指部、掌部、手首部の存在及びその関連に対する配慮が不可欠であり、また、拇指側及び小指側を数回目減らしし、手首部にゴム糸を挿入するのもその目的と密接に関連している。

なお、第三引用例の無踵靴下において単に靴下の脱落防止のため僅か数条のゴム糸を履口に挿入するのと異り、本件考案において手首部にゴム糸を挿入するのは、これにより、手首を程良く緊締し、卓越した防寒と使用中の脱落防止とを図るとともに、目減らしをなくして伸縮度を極めて大きくし、在来の手袋には見られないほど手首部を大きく開口して着脱を容易にするほか、生産工程中、機械を停める目減らし作業が回避されて好能率に大量生産をするのに適する効果を挙げるものである。

従つて、手袋と靴下という、目的、性質、作用効果をことごとく異にする異種の物品を合理的根拠なしに同一視し、本件考案の考案性を否定した審決の認定は首肯することができない。

審決は第三引用例におけるゴム糸の挿通構造が第四引用例からみて本件登録出 願前普通に知られていたと認定しているが、第四引用例によつては手袋の手首部に ゴム糸を挿通した履口を知る余地は全くないから、右認定は誤つている。以下これ を詳説すると、第四引用例(表題には「緯糸又は経糸の編込んだメリヤス」とある が、緯糸の編込についてのみ記載がある。)は、緯糸を波状に編込んだメリヤスの 説明をしたものであつて、緯糸編込の目的がメリヤス自体の伸縮性を制限するとともに編地を厚く、かつ密にして地合を鞏固にするためであるが、これと反対に編地 の伸縮性を著しく大きくするための場合もある旨を概説し、第二六四図とその説明 文において、ゴム編に緯糸を編まずに封入した説明とゴム編組織の地編糸にも伸縮 性糸を使用して縦横いずれの方向にも伸縮しうる性質を附与したことが記載されて いるが、審決の引用する第二六八図とその説明文は、単に、編地の厚さを増すため伸縮性のあまりない普通糸を緯糸として挿入したものを示しているものであつて、ゴム糸を編込み緯糸として使用し、編地の横方向の伸縮性を増した組織構造を説明 するものでは絶対にない。すなわち、その文中「第二六八図は平編を基礎とし、各 コースにおいて緯糸を一目置きの編目中に挾み込むとともに、他の一目置きの編目 の背後にタック編のように掛けて緯糸を波状に編込んだ。」旨の説明及び緯糸が波 状を保持する性状から推して、その緯糸は伸縮性のほとんどない普通糸であると判 断するのが相当である。なぜなら、右説明のように「タツク編のように掛けて緯糸 を波状に編込んだ」という具体的組織を第二六八図から正確に窺い知ることは編組

工学的見地からやや困難ではあるが、もし組織的交絡なしに(同図からは、そうと しか判断のしようがない。) 波状を保持させるには、その緯糸は伸縮性がほとんどないものでなくてはならず、もし伸縮弾力がある緯糸を伸長状に編込めば、一目置 きの編目の背後にタツク編のように掛けて、緯糸を波状に編込むことは不可能であ るからである。

また、右説明文のとおり緯糸が一目置きの編目の背後にタツク編のように何等かの手段で掛合するには、なおさら緯糸はゴム糸等の伸縮性のあるものであつてはな らず、もしゴム糸であればそれに基づく平編組織の編地の伸縮性助長が著しく殺さ れる結果となる。第二六八図のようにゴム緯糸を波状にすれば、緯糸が真直に収縮 する弾力により、編目中に挾んだ縦の編目列は半目引上げられ、タツク編のように 掛けた縦の編目は反対に半目引下げられる傾向を生じて吊り上り吊り下りにより編 地が不具合に変形することが明らかであるとともに編地の横方向の伸縮は、緯糸一 目置きに挾んだ編目と編目との間の他の編目の背後で遊ばせて置くことによつて最 も有効となるのに、右説明文のように、他の一目置きの編目の背後にタツク編のよ うに掛合せたのでは、恐らく半減するものと判断される。そのような欠点を除外しても、緯糸を「タツク編のように掛ける」ことと、本件考案のように裏面を潜通さ せることとは作用効果において同一又は類似の組織とすることができないのであ

次に、審決が本件考案は第三引用例によつて公知に属していた靴下に関する考 案を周知の継目なし作業用手袋の履口の構造に転用したものに相当すると判断した のは全く技術的背景のない机上の空論に過ぎない。本件考案の手袋は、その出願当 時、これを製造する編機が存在せず、かつ、技術水準としても工業的にその製造を 実施することができなかったのである。

審決が、軍手(作業手袋)と軍足(無踵靴下)とは同一範疇に属し、 これに関 する同一の作用効果をもたらす考案については当業者が技術上の知識に基づき格別 工夫を要しないで、彼此相互に「転用」することができると判断したのは、無謀と もいうべき論理であり、これによつて本件考案を無効にされる理由はない。さもな いと、帽子とブラジヤー等についても「同一範疇」に属する被服としてその一部ま たは全部が緊縮性を具える限り、実用新案権の成立が不可能になるおそれがあるで あろう。また、本件登録出願前には、前述のとおり、本件考案の手袋を編成する編 機が存在しなかつたのであるから、軍足の技術の「転用」が可能となるわけがな

元来、作業用手袋は、作業者の人身事故防止の機能を有するとともに、その装着 により作業能率を低下させず、かつ、廉価に入手される必要があるから、同一の編 組織で常に手全体に密着し運動自在であり、かつ余分のふくらみ、たるみ、継目、 かがり目等がないことが必須の要件とされるが、本件考案にかかる作業用手袋は、 これらの要件をほとんど具備した理想的構造のものであり、勿論、好能率に制作され、極めて安価に供給し得られるから、既往の同種考案にみられない利点があり、 現在、全国において圧倒的に使用されている所以でもある。従つて、審決が軍手と 軍足とを手足に着けるメリヤス被服として同一範疇に属するとして、その構造及び 作用効果を比較するのは全く無意味というほかはない。なお、第三引用例の無踵靴 下には、作業用手袋と異なり、指部、足胛部、足首を含む脚部という構造的な区別 拇指の付け根から履口端部にいたる構造において作業用手袋と類似する等 という認識が生じるいわれがない。 8 さらに、審決は、本件考案にかかる作業用手袋と第三引用例の無踵靴下とは履

口の共通的な部分において作用効果に相違がなく、その部分の考案を第一引用例の 作業手袋に「転用」することは当業者が容易になしうるものであると認定するが、 それは既述のとおり、経験則に則しない単なる推論であつて、事実誤認というほか はない。 第三 答弁

本訴請求の原因について、被告ら訴訟代理人は、原告主張事実をすべて認めると述べ、被告ら補助参加人ら訴訟代理人は次のとおり述べた。 一 原告主張の前掲一ないし三の事実は認めるが、四は争う。但し、その1の事実

- その1の事実 中、本件考案が原告主張の(A)ないし(D)の要件により構成され、これにより (1)ないし(4)の作用効果があることは認める。
- 本件考案は、下記のように、その出願前メリヤス製被服について慣用されてい た技術を寄せ集め、しかも、その結果、従来公知のゴム入り軍手の有する以上の作 用効果を奏するに至らないものである。従つて、第一、第二審決が、本件考案をも

つて旧実用新案法第一条にいう考案を構成しないものとして、その登録を無効としたのは正当であつて、これには何らの違法もない。\_\_\_\_\_

(一) 編物のことを称する莫大小 (メリヤス) は編物製の「くつ下」を意味するス ペイン語の meias´ポルトガル語のmediasを語源とするが、それは元 禄時代、スペイン、ポルトガルから編物製の「くつ下」が輸入されたことに由来す る。そして、メリヤス編機としても、丸編機「くつ下編機」、ロゴム編機等、多数 のものが考案されて古くから使用されている。

このような事情に鑑みると、本件考案は正しく「くつ下」編成方法に基づいてわが国において発達してきたメリヤス編物の作業手袋への応用に過ぎない。 審決が「軍手(作業手袋)と軍足(無踵靴下)とは手足に着けるメリヤス製被服と

して同一範疇に属する」と認定したのはその間の事情を表したものである。

従つて、メリヤス編製作業手袋において、主体部を継目なしで円形に編成するこ とが継目なし靴下そ同様に公知(第一引用例)である以上、審決が認定したよう に、第三引用例の無踵靴下における軍手の拇指の付け根から履口端縁に至る部分と 共通的な部分の、その作用効果においても何等相違するところのない編成方法を、 継目なし作業手袋に転用することは、なんら特別の考案を要するものではなく、む しろ日常茶飯事に属する。なお、本件考案がメリヤス編靴下の編成技術の転用に過 ぎないことは、軍手のメーカーがおおむね軍足のメーカーであること、軍足の編機 により軍手の編成も容易になしうること、従つて、特許庁における審査分類も軍足、軍手ともに121日に属することによつても裏書きされる。

進んで本件考案の前記(A)ないし(D)の各要件についていうと (A) の要件の「継目なしで円形に編成した主体部」なるものは、第一引用例 の中、「メリヤス手袋類には種々の製造方法があるが、その中最も主要なのは靴下 の場合と同様に縫目なしのものと、・・・とである。そして通常、手首部、手甲及 指部から成り立つている。」との記載をみても明らかなように、本件考案の出願前 公知であつた。

(B) の要件は、本件考案の明細書中、登録請求の範囲には「主体 1 に 次に、 連続して同一編目数で連続編成した手首部3」とあるが、実用新案の説明には「手 首部又は主体下方(主体下部ではなく、下方であるから手首部と同一部分を指しているものと解される)を目減らしすることなく、・・・・」と記載されている(一頁右欄四行目以下)ことから明らかなように、手首部を目減らしすることなく、平 編のまま主体と連続編成することを要件としたものであつて、主体の編成について 編目数については何ら限定したものではない(主体全体を同一編目数で編成する か、拇指付根部から手首部に至る間において多少の目減らしをするかは、本件考案 の要旨に関係のない、しかもきわめてありふれた設計上の問題である。)。すなわ ち、(A)、(B)の要件は、指部、掌胛部、手首部のすべてが同一編目数であることを要するのではなく、掌胛部に連続する手首部がその連続部分において同一編目数で一体に平編のまま連続編成されていれば充足されるのである。

ところが、(B)の要件の「主体部に連続して同一編目数で連続編成した手首 部」については、第一引用例中、前記1の記載のほか、「・・・三~四回拇指側 の針を減じて編幅を挟め手首部の大きさとした後、編糸を切断して機械から取去 る。そこで現在の軍手は編止めを行うのであるが、従来のものはこれにゴムロ織部 (注一このゴムロ織部とは、手首部のことである)を編続ける。」との記載が(なお、丙第一五号証(一頁左欄一五行目以下)の「在来に於ては・・・・掌部手頸部 の区部なく一体にメリヤス編に形成した手袋がある。」との記載も)既に主体と連 続して平編のまま手首部を同一編目数で連続編成した軍手の構造を示している。

原告は、右軍手は主体とゴムロ織部とを連続編したものではない旨を主張し、 た、本件考案は拇指付根部から手首部に至る間に目減らししないことを最も重要不 可欠な要件とする旨を主張するが、右主張はいずれも当らない。(B)の要件は、 前述のように、手首部の編目数と手首部が連続する主体部分の編目数とが同一編目 数で連接編成されていることを意味するが、第一引用例の右記載における軍手の従来のものは正に(B)の要件に該当するのである。

(D)の要件は本件考案の出願前古くから知られている手袋の 次に、(C) 手首部にゴム糸を潜通する(編込む)技術思想を、これまた公知に属する第四引用 例の第二六八図に示す挿通手段及び第三引用例に示す技術思想と置換したに過ぎ これについて、なんら特別の考案を要するものではない。

(三) そして、本件考案における前記のような作用効果は、その出願時において 既に特異なものではなくなつていて、古くは昭和一一年の出願に係る特許第一二八

理

一 前掲請求の原因のうち、本件考案について登録無効審判の請求から審決の成立にいたる特許庁における手続、考案の要旨及び審決の理由に関する事実並びに本件考案の作業用手袋の構造が(A)ないし(D)の事項の結合により構成され、これにより(1)ないし(4)の作用効果があること自体は当事者間に争いがない。そして、審決取消事由の存在は、被告らのこれを認めるところであるが、被告ら補助参加人らにおいてこれを争つている。

してみると、被告ら補助参加人らはいずれも本件訴訟に共同訴訟的補助参加をな したものというべきであるから、その陳述の主張に抵触する被告らの自白は効力を 生じるに由がないものといわねばならない。

二 本件考案の構成要件及び作用効果については冒頭一において確定したところであるが、その進歩性の存在を否定した審決の判断の当否を審究する。

1 原告は、その手袋の構造としては拇指付根部から手首部に至る間において目減らしをしないことが不可欠の要件である旨を主張し、成立に争いのない甲第一号に本件考案の出願公告公報)によると、本件考案の明細書中、登録請求の範囲の「継目なしで円形に編成した主体1に連続して同一編目数で連続編成した手首部の全面に亘り……」との記載があるのでその解釈として、本件考案の手袋において、主体と手首部とが接続するそれぞれの部分及び手首部全体が同一編目数である(従つて、少くとも主体下端部から手首部末端に至る間においては目減らしがなる(従つて、少くとも主体下端部から手首部末端に至る間が同一編目数で構成されるい。ことになるが、主体の拇指付根部から下端に至る間が同一編目数で構成されることについては登録請求の範囲に限定がなく、また、実用新案の説明に、「手編」とあるが誤記と認め

る。)のまま連続編成し、編成に手数を要せず好能率に製作し得る効果がある。」と記載されているのも、そのうち「手首部又は主体下方」という部分が手首部全体と手首部に接続する主体下端部を指すものと解されるので、登録請求の範囲の記載としてさきに摘示した点と趣旨に変りがなく、他に拇指付根部から手首部に至る間において目減らしをしないことに関する記載は本件考案の明細書のどこにも全く存在しない。従つて、作業用手袋の構造として、主体の拇指付根部から手首部に至る間を同一編目数で連続編成することは本件考案の構成要件ではないというべきである。

4 成立に争いのない丙第八号証(第三引用例)によると、第三引用例には、足部、脚部及び履口部の全体(但し、足部の先端を除く。)を継目なしに編した編題靴下(これがいわゆる軍足であることは公知の内面で、当裁判所に顕著な事実である。)に関して、「履口部3の編素地糸1の内面置い、当裁判所に顕著な事実である。)に関して、「履口部3の編素地糸1の内面置い、当裁判所に顕著な事実である。)に関して、「履口部3の編素地糸1の内面置い、当裁判所に顕著な事実である。)に関して、「履口部3の編素地糸1の内面置い、当裁判所に顕著のので、、之を編目の一句によりに、第三引用例のには、おいのに、当人糸の編環掛合部に掛合させた、「第三引用例の無理靴下の限をのよりの編環との排合部を同一縦編目列に揃えて編成した構造が開示されて、のについて、ゴム糸の挿通により伸縮性が大きく、靴下の脱落を防止する作用のまたが明らかである。そして、右同号証によれば、第三引用例の無理靴下の履見があるにである。その構造上、当然のこととして、第三引用例の無理靴下の限力が表面にかいて、ゴム糸の構造ととして、ゴム糸や掛合する縦の編目列が表面にが表し、ゴム糸が裏面を潜通した編目列が表面に浮出すため、全体と

てゴムメリヤス同様の外観を呈することが認められ、また、右無踵靴下は、前記のような編方に鑑みると、本件考案について先に確定したところと同様の作用効果 (但し、「手首」を「足首」と読みかえる。)、すなわち、手首部の伸長拡大良好 のため着脱が容易であるとともに、編成が好能率に行われるという作用効果を奏す ることを推認するに難くない。

してみると、審決が第三引用例の無踵靴下の構成及びその作用効果についてした認定は正しく、非難するに足りない。原告は、作業用手袋との構成上、機能上の差異を挙げ、これを理由に審決の認定を非難するけれども、その主張は両者の差異を強調するあまり、その属する技術分野に共通性のあることを無視したものであつて、到底採用することができない。

従つて、第四引用例に関する審決の認定には何ら誤りがない。

6 以上を総合すると、本件登録出願当時、本件考案の構成要件のうち、(A)及び(B)の事項は、作業用手袋において周知に属し、(C)及び(D)の事項は、作業用手袋において公知であつたものであつて、本件考案は、結局、主体と連続して同一編目数で連続編成した手首部を備えた周知の作業用手袋における手首部全体に、第三引用例の靴下の履口部におけるゴム糸編込構造を転用したものに外ならず、これによつて生じる作用効果も第三引用例の靴下に充足されているということができる。従つて、手袋と靴下とがその製造上、極密をした技術分野に属し、相互に関連する面が多いことを勘案すると、本件考案は、いわゆる単なる寄せ集めの考案というべく、当業者として周知事実及び公献に基づいて容易に推考することができたものと判断するのが相当である。

そうだとすれば、これと同趣旨の理由により本件考案が旧実用新案法第一条の考案を構成しないとして、その登録を無効にすべきものとした審決の判断はいずれも 正当というべきである。

三 よつて、本件第一、第二審決の違法を理由にその取消を求める原告の本訴請求を失当として棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法第七条、 民事訴訟法第八九条、第九四条の規定を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 駒田駿太郎 石井敬二郎 橋本攻)

別紙第一図面

<11966-001>

別紙第二図面

<11966-002>